



広報

1月号

にのみや

第405号 発行日 平成8年(1996年)1月10日

編集 二宮町広報編集委員会
発行 二宮町総務部企画室 二宮961番地 電話71-3311

二宮町民憲章

1. 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
1. ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
1. きまりを守り、良習をはぐくむ住みよい二宮町をつくりましょう。
1. 幸せを願い、健やかな、明るい二宮町をつくりましょう。
1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

(1)



カメラクラブの野谷春夫さん提供

輝かしい新春を迎え、町議会を代表して町民の皆様へ、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年は、一月十七日の阪神大震災にはじまり、地下鉄サリン事件、急激な超円高、新語流行語大賞となった無党派、フランス・中国の核実験強行、金融不安など、そして戦後五十年と、激動の年ではなかったかと思うわけでございます。

そういう意味におきまして、今年こそは、ひたすら安全、安心、安定を求めて、町民の皆様とともに力を合わせ努力していきたいと思っております。

ひとにやさしいまちづくりをめざす町議会へ、皆様方の変わらぬご支援とご協力をぜひお願い申し上げますとともに、皆様方の一層のご多幸をお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。



二宮町議会議長
協 環

あけましておめでとうございます。

皆様には、さわやかな新年をご家族お揃いでお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は、前代未聞の変事があり社会情勢や人心の不安定な年でありました。また、政治改革の一環として「地方分権」の実現を確実なものとするための地方分権推進法が制定され、いよいよ現下の重要な課題となってきました。

当町では、町制施行六十周年を町民の皆様のご協力により各種記念事業で盛大に祝うことができました。

本年も、引き続き二十一世紀に向けてのまちづくりをめざし、特に地震対策だけでなく、広義の視点で町民が安心して住める「安全なまちづくり」を進める初年度とするとともに、環境に配慮したまちづくりに邁進する所存でございます。

今後とも町政運営に皆様のご指導とご支援をお願い申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。



二宮町長
西山 喜徳郎

町民参加のまちづくりビジョン

パークタウン構想



「町民の意向の持ち寄り」

すでに、二度にわたって開催された「まちづくりフォーラム」の中で、町民の考え方は、安全で住みやすく、イキイキとした町を求めていると思います。また、専門家の意見も、安全と環境保全によって活性化を図ることを提言しています。

「人を集める」町をつくるためにも、これらの意見を効果的に利用していくこと、さらに、町民それぞれが、次のような考えで進めることが、町民一人ひとりが自分の発言に責任をもって進めるまちづくりにつながると考えます。高齢者は：知恵を出していただき少しの労力を提供する。子供は：夢を描いていただき少しの労力を提供する。農業者は：農地を活用して、農産物を作る。漁業者は：魚を獲り、海浜の活性化に労力を提供する。

住民は：少しのお金と、労力を提供する。
行政は：町民参加のまちづくりを進める。
このように、住民それぞれが、何らかの形でまちづくりに参加することは、結局は、自分の発言や行動に責任を持つことになり、住民の発想が行動を生み、二宮町の長期計画に示されている「町民参加」の実をあげることになると考えます。

パークタウン構想

「人を集める」ことにより活性化を図るため、二宮町全体を公園化した山、川、海、浜とのふれあいができる快適で安全な環境に配慮し、産業の振興を図り、都市基盤整備を含め個性あるまちづくりを進めるために次のような施策が必要と考えられます。

- ①市街地調整区域の土地としての有効利用を図るため「都市と共存する交流型農林漁業」をめざし、美しい自然、田園風景などを保全し、農林漁業の資源を活用した拠点づくり(公園的利用、市民農園、体験交流施設)を整備して人々のふれあいの場を図っていく。
- ②山林、水路、川や海、浜などの自然資源の活用のもと、野営、林間休養、あるいは野外博物館的な土地利用を図っていく。
- ③地域と地域が連携した形態を進め、地域農村の伝統的施設や文化的な行事、スポーツ等が一体的につながりをもった土地利用を図っていく。

農業公園・運動公園のイメージ

調整区域をいかすために、次のような整備が考えられます。

す。

- ①基盤整備事業
イ、道路の整備(農道、施設などを結ぶ連絡道路、地域資源活用道路、散策路など)
ロ、水路の整備(農業水路、せせらぎとしての水路活用、つり堀などの親水施設)
ハ、ほ場の整備(農地造成、市民農園としてのほ場整備、体験農園(ふれあい動物園)整備)
- ニ、その他(駐車場、ふれあい広場の整備)
- ②近代化施設等地域活性化のための環境改善施設
イ、温室など生鮮食料品の生産施設の近代化、集会所等交流施設、農林漁業体験実習施設、農産物加工及び実習施設と販売交流施設、レストハウスなど
- ロ、もぎとり農園(立木販売型もぎとり園を含む)など
- ハ、野営場(オートキャンプ場も含む)林間休養施設、バーベキュー、ミニゴルフ、運動場などスポーツ施設の整備(施策の考え方は、随時お知らせしていきます。)

町民総意のまちづくり

そこで事業の推進に際しては、地域懇談会やまちづくり

フォーラム等を開催して住民ニーズを求め、その基盤に立つたまちづくり構想を確立する必要があります。

さらに、実施計画に際しては、地域参加を促し住民のコンセンサスを得て、円滑な事業推進を図るとともに効果的かつ効率的な事業計画に努めなければならぬと思います。

- これらの事業は、一般住民のより快適な住環境の改善に欠くことのできない価値をもった事業であると思います。
- 農林漁業は、年々高齢化が進んでおり後継者不足も深刻化している中で、このまま衰退することは、長寿の里としても、自然環境や食文化等にも大きな影響があると考えられます。町民、県民、そして都会人が自然にふれあう場の提供と交流の場所として、自然活用型観光産業への転換を図り、住民の快適な生活環境も保全された地域づくりは重要かつ不可欠であります。
- したがって、環境を重視した町民総意のまちづくりと位置づけて農協・漁協等の関係機関や町民と積極的な協議のもとに事業の推進を図るべきであると考えます。

まちづくりの集い 開催!!

「都市マスタープラン」に伴うつどい

- | | |
|----------|-------------|
| 1月25日(木) | J A 湘南二宮町支所 |
| 1月26日(金) | 中里老人憩の家 |
| 1月29日(月) | 百合が丘児童館 |
| 1月30日(火) | 富士見が丘児童館 |
| 1月31日(水) | 社会福祉センター |
| 2月1日(木) | 町立体育館 |
| 2月2日(金) | 茶屋老人憩の家 |

開催時間は、いずれも午後7時～9時
多数の方々のご参加をお待ちします。

町長の主な動き

(12月)

- 任委員会(役場)
- 12日(火)：建設経済常任委員会(役場)
- 15日(金)：農林水産まつり実行委員会、褒賞授与式(社会福祉センター)
- 18日(月)：職員採用試験(役場)
- 19日(火)：行政会議(役場)・町民総ぐるみ花いっぱい運動ポスターコンクール(社会福祉センター)・町都市計画審議会(町内)
- 20日(水)：特別職等報酬審議会・広報編集委員会(役場)
- 21日(木)：県町村会臨時総会・行政推進会議(横浜自治会館)
- 22日(金)：町政事務連絡委員会(役場)
- 28日(木)：納政式(公民館)・歳末火災特別警戒特別巡視(町内各分団)
- 1日(金)：農政懇談会(丁A湘南二宮町支所)・民生児童委員就任式(社会福祉センター)
- 5日(火)：県園芸試験場跡地対策特別委員会・行政懇談会・生涯学習推進協議会(役場)
- 7日(木)：西湘地域連合第5回総会(平塚レジール)
- 8日(金)：平成七年第四回定例会(役場)・中郡医師会(大磯町)
- 10日(日)：第14回町内一周継走大会(町内)
- 11日(月)：総務企画常任委員会・文教民生常

ボランティア

グループ紹介

その11

送迎ボランティア

「ひまわり」

くしていることが、もしできなくなったら、もし自分たち家族の誰かが助けてやらなければ、本人はどう感じるだろうあても出られない、普通の家庭ではあたりまえのことをしてもらえないことがやってもみ上げられます。この気持ち「ひまわり」が活動しようという主たる目的があります。今後この会がもっと充実し、この運動が広く利用されれば幸いと思っております。

送迎は自動車と共に移動するもので、常に危険と責任を感じながらのボランティアであります。昨年は数回に及ぶご要望に応えました。

会員(現在八名)は、車イスの扱い方、障害者の誘導、車への乗り降り等、講演会に積極的に参加、待機しております。ようやく半年が過ぎ、新しい年と共に町内の皆様のご理解を得ながら今年も「ひまわり」は大いに活動したいと思っております。

なお、「ひまわり」は会員募集中です。入会希望の方はぜひ一報ください。

(代表 原 武さん)



県園芸試験場の

跡地利用について

覚書の締結

町民の方々だれもが関心を持たれている県園芸試験場の跡地利用について、12月22日に、県、町、県住宅供給公社の三者で覚書を締結しました。

町は、安価で、できる限り広く町民利用を図ることを第一の目として交渉しました。この覚書では、園芸試験場

跡地の約70パーセント（無償貸付の面積を含む）の面積を利用することができると内容です。

今までの経過

この大きな進展を受けて、町の新総合計画の位置づけにもあるように、今後も自然環境に配慮した方向を基本とし、「ひとにやさしいまちづくり」を進めていきます。

県でも、来るべく高齢社会に向かつての福祉施策として、県住宅供給公社の「ケア付き高齢者住宅」を建設し、

町では、県園芸試験場の利用方法について、県園芸試験場跡地利用検討委員会委員（22名）の方々と、県園芸試験場跡地利用推進協議会委員（28名）の方々の貴重なご意見をいただけてきました。それを受けて、平成4年

10月に神奈川県園芸試験場移転後の跡地の一部譲渡についての要望書を神奈川県知事に提出しました。その後、県と正式な交渉に入り、事務折衝を継続してきました。

その間には町の広報や、議会の県園芸試験場跡地対策特別委員会等にも逐次状況報告をさせていただきました。

土地の取得に当たっては、なるべく安く土地の購入ができるよう、町から県に減額の要望等を提出して努力してまいりました。

その結果が、今回の覚書の締結になりました。

町の利用できる部分

町では、本場の約7・5分のうち、約1分を購入します。購入部分は、約1分ですが町が利用できる部分は、本場全体の約70パーセントになります。

その内訳は、県有地部分の約1分を無償で果樹園の公園として、町が利用できます。その他に、自然環境を守る面から、山林を保存活用できる約3・5分の部分があり、購入部分を含めて、合計約5・5分になります。

阪神淡路大震災から一年

「守ろう 我が町」

平成七年一月十七日、午前5時46分頃、明石海峡を震源とするM7・2の直下型地震が発生し、神戸市を中心に近畿地方に大被害を与えた兵庫南部地震。いわゆる阪神淡路大震災から早いもので九一年が経過しました。

この大地震災害を契機に、都市機能、生活環境、行政対策など防災における考え方や取り組み方について、国をはじめ、県、市町村においてもあらゆる防災施策を行なっています。

町でも、防災に強いまちづくりとして町民の生命・財産を守るため、諸施策を進めています。

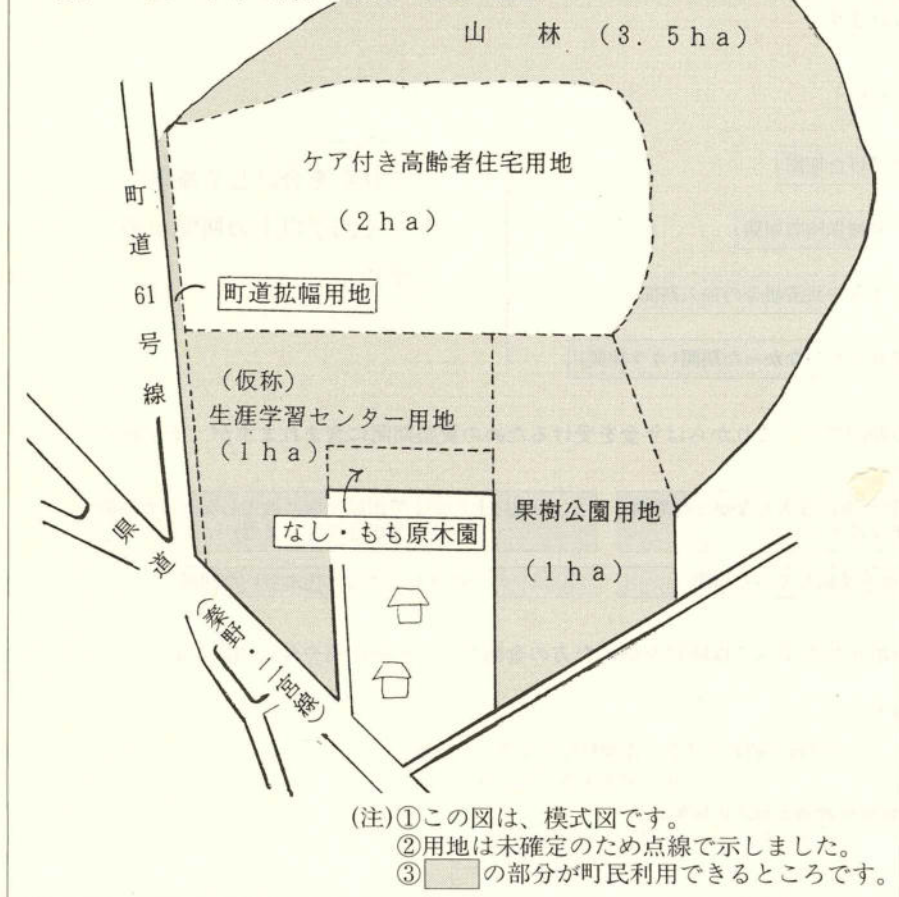
一年一回の町総合防災訓練（井上整形外科・飛田外科・二宮中）や、消防署と町内五分団による合同訓練、職員初動訓練、各地区自主防災組織による各種訓練、防災講演会等、阪神淡路大震災を教訓に実施してきました。

しかし、災害に対しては、住民一人ひとりが、防災に対する意識と防災知識をさらに深め、いざというときに、最小限の被害に抑えていく必要があります。

こうした防災対策について、町と住民が一体となって努力していかなければなりません。

地震はいつ起こるか分かりません。普段の生活の中で、真剣に考えておきましょう。グラツときたら火の始末、あわてないで行動しましょう。

跡地利用概要図



園芸試験場跡地利用に関する覚書の概要と趣旨

- 跡地の利用部分は、大きく分けると4つの利用目的になります。
 - 町が利用する生涯学習センター（仮称）等用地の部分
 - 住宅供給公社が利用するケア付き高齢者住宅、町が利用できる社会福祉施設等用地の部分
 - 県が整備・管理する、なし・ももの原木の保存用地の部分
 - 町が整備・管理し利用できる果樹園の公園と山林の保存活用部分
- 県から町が購入する面積は、生涯学習センター等用地として、約1.5%です。その内訳は、生涯学習センター（仮称）用地としての約1%と、第一、第二ほ場分としての約0.5%になります。
- なし・ももの原木（県天然記念物指定）の部分を除く果樹園用地は、町が整備・管理し、町民利用に供することができます。また、山林部分についても町では無償で借り、緑の保全と町民利用が図れます。
- 町道61号線（富士見が丘方面から県道秦野・二宮線）に交差する部分は、日頃から渋滞しているため、右折レーンが必要となっています。渋滞解消のためには、町は用地を取得し拡張しなければなりません。町が用地を県から時価で購入することなく、国有地の付替により確保できます。
- その他には、最大800㎡までの建築床面積を限度に、区分を明確にした社会福祉施設のケアセンター（高齢者等へのボランティア活動拠点にも利用できる）施設が町へ寄与されます。
- 町の取得する本場部分、約1%と果樹公園の約1%を合わせた約2%以外の土地利用については、約5.5%の面積を県の政策として県民800万人を対象とした高齢社会に向けての用地として位置づけられ、県住宅供給公社が施行します。
- 県から県住宅供給公社が購入する面積は、ケア付き高齢者住宅、社会福祉施設等用地として約5.5%になります。その内訳は、ケア付き高齢者住宅、社会福祉施設等用地として約2%と山林部分の約3.5%になります。
- 県住宅供給公社が建設するケア付き高齢者住宅の戸数は、272戸です。県住宅供給公社は、ケア付き高齢者住宅の入居者が要介護状態となった場合のために、終身にわたって介護するナースিংホームを設置し、責任をもって対応します。
- 町は、生涯学習センター（仮称）等用地の取得にあたり、町議会等をはじめ、みなさんのバックアップを受けて、県に対して減額のお願いと交渉を繰り返しながら進めてきました。県民全体の貴重な財産ですので、原則時価処分が基本である土地譲渡を県（議会）等の特段の配慮を得て、取得することができます。

あなたは老齢基礎年金を受けられますか？

老齢基礎年金は、国民年金に加入して保険料を納めた期間（免除期間・カラ期間を含む）が25年以上ある方が65歳になったとき受けられます。
年金を受けるためには

- ① 国民年金保険料を納めた期間
- ② 国民年金保険料の免除を受けた期間
- ③ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
- ④ 昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合の加入期間
- ⑤ 任意加入できる方が任意加入をしなかった期間（カラ期間）

これらを合計して原則として25年以上の期間が必要です。

※カラ期間とは

昭和36年4月以降の次の期間です。これからは年金を受けるための資格期間に含まれますが、年金額を計算する際には算入されません。

サラリーマンの配偶者で国民年金に加入しなかった期間（昭和61年3月まで）

20歳以上の学生で国民年金に加入しなかった期間（平成3年3月まで）

厚生年金の脱退手当金を受給していた期間

日本人で外国に住んでいた期間

（年金額は 785,500円）

ただし、この額は加入可能年数をすべて保険料を納めた方の金額です。未納期間や免除期間があると、それだけ減額されます。

年金額は次のように計算されます。

$$785,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times 1}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{か月}} \times 3$$

年金受給資格期間と加入可能年数

生年月日	最低必要な資格期間	加入可能年数
大15.4.2～昭2.4.1	21年（252か月）	25年（300か月）
昭2.4.2～3.4.1	22年（264か月）	26年（312か月）
昭3.4.2～4.4.1	23年（276か月）	27年（324か月）
昭4.4.2～5.4.1	24年（288か月）	28年（336か月）
昭5.4.2～6.4.1	25年（300か月）	29年（348か月）
昭6.4.2～7.4.1		30年（360か月）
昭7.4.2～8.4.1		31年（372か月）
昭8.4.2～9.4.1		32年（384か月）
昭9.4.2～10.4.1		33年（396か月）
昭10.4.2～11.4.1		34年（408か月）
昭11.4.2～12.4.1		35年（420か月）
昭12.4.2～13.4.1		36年（432か月）
昭13.4.2～14.4.1		37年（444か月）
昭14.4.2～15.4.1		38年（456か月）
昭15.4.2～16.4.1		39年（468か月）
昭16.4.2～以後		40年（480か月）

国民年金制度が発足したのが昭和36年4月1日ですので、そのとき20歳以上の方は60歳になるまで、40年間加入することができません。

また、受給資格期間（25年）も満たない方もいます。それらの方には生年月日により、左記の表のとおり短縮措置がとられています。

【例－1】昭和15年6月生まれ、加入可能期間39年、保険料を28年間納付したとき

納付期間	未納期間	納付期間	未納期間
7年（84か月）	5年（60か月）	21年（252か月）	6年（72か月）

$$785,500円 \times \frac{84 \text{か月} + 252 \text{か月}}{468 \text{か月}} = 563,900円$$

【例－2】昭和20年8月生まれ、加入可能期間40年、保険料を20年間納付し申請免除を6年間受けたとき

未納期間	納付期間	未納期間
14年（168か月）	20年（240か月）	6年（72か月）

$$785,500円 \times \frac{240 \text{か月} + 72 \text{か月} \times 1}{480 \text{か月}} = 432,000円$$

このように資格期間を確保し、満額年金に近づけるためにも保険料の長期滞納は黄信号です。若いうちから年金設定をし、老後の経済的な支えとしてください。あなたの場合、年金を受けるのに必要な加入期間は大丈夫でしょうか。

国民健康保険に（入るとき・やめるとき）

手続きはお早めに

私たちは、何らかの健康保険に加入しなければなりません。これを「国民皆保険制度」といいます。このため職場の社会保険（健康保険組合や共済組合等）に加入している方や、生活保護を受けている方などを除いて、それ以外の方

は国民健康保険の加入者となります。

国民健康保険には、扶養者被扶養者といった区別はありません。赤ちゃんや子供、お年寄りもすべての方が、一人ひとり平等の被保険者です。国民健康保険の資格は、その資格を取得、喪失したときまでさかのぼります。手続きし

たときではありません。

従って、取得手続きが遅れますと加入時にさかのぼって保険料を納めることとなります。また、喪失手続きが遅れますと保険料を納めすぎたりうっかり保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。そのような場合、医療費や高額療養費、葬祭費、出産

育児一時金などの給付が行われなかったりしますので、手続きは早めに行いましょう。

こんなときは14日以内に手続きを

◇国民健康保険に入る

◇他の市区町村から転入したとき

◇職場の健康保険をやめたとき

◇子供が生まれたとき

◇生活保護を受けなくなったとき

◇生活保護を受けなくなったとき

とき

◇国民健康保険をやめる

◇他の市区町村に転出するとき

◇職場の健康保険に入ったとき

◇被保険者が死亡したとき

◇生活保護を受けるようになったとき

◇生活保護を受けるようになったとき

◇生活保護を受けるようになったとき

◇生活保護を受けるようになったとき

◇生活保護を受けるようになったとき

◇生活保護を受けるようになったとき

申告は、正しく、お早めに

☆所得税の確定申告と納税は2月16日から3月15日まで

☆贈与税の申告と納税は2月1日から3月15日まで

個人から年間六十万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です。

【申告相談・説明会の日程】

☆所得税・消費税・事業税・住民税の共同説明会

とき 2月7日（水）午後2時～4時まで

ところ 社会福祉センター3階大ホール

所得税・消費税・個人事業税・住民税の確定申告についての注意事項や申告書の書き方について説明しますので、申告書用紙、確定申告の手引きなどをお持ちください。

（申告書は、ご自分でお書きください。）

☆税理士会の無料相談

とき 2月8日（木）・9日（金）↓還付申告相談日

2月20日（火）・22日（木）・23日（金）

午前9時30分～12時・午後1時～3時30分

ところ 役場2階第1会議室

小規模事業者の方（所得金額

と ころ 役場2階第1会議室

小規模事業者の方（所得金額

と ころ 役場2階第1会議室

小規模事業者の方（所得金額

と ころ 役場2階第1会議室

小規模事業者の方（所得金額

☆所得税の特別減税のお知らせ

平成7年分の所得税について、次のような方は確定申告によって特別減税が適用されます。

①給与の収入金額が2000万円を越えた方

②年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

③方や退職所得のあった方

④わゆる乙欄、丙欄による給与所得者

⑤公的年金等の雑所得があった方

⑥事業所得や不動産所得などがあった方

問合せ 特別減税に関する詳しい内容は、平塚税務署（☎2211400）まで

お知らせ

温水プール 水泳教室実施中

曜	教室時間	対象者	定員
火曜日	11:00~11:50	一般 初心者	10名
	14:00~14:50	一般 初・中級者	20名
	15:00~15:50	小学生 初・中級者	15名
水曜日	11:00~11:50	一般 初心者	20名
	14:00~14:50	一般 初・中級者	20名
	15:00~15:50	小学生 初・中級者	15名
金曜日	11:00~11:50	一般 初心者	20名
	14:00~14:50	一般 初・中級者	20名
	15:00~15:50	小学生 初・中級者	15名

現在、温水プールでは、火曜日・水曜日・金曜日（土・日・祭日は除く）に水泳教室を実施しています。みなさん、寒い冬に暖かい温水プールで泳ぎをマスターして、泳げるようになりましょう。そして、夏シーズンには、プールや海で実力を発揮しましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

なお、プールは比較的に利用しますので、みなさんのご利用

予約申込みについて

○予約は一週間先までとします。（予約日が不規則の場合は温水プールにて表示）

○予約の受付時間は、午前10時からです。締切時間は教室開始時間の10分前までとします。

○小学生の時間について、一人でも何人もの氏名を記入する方がいるため、予約申込みをする方一名に対して一名までとします。（ただし、兄弟・姉妹の場合は除きます。）

○小学生の時間のみ予約は週1回とします。なお、当日、定員に満たない場合は、予約申込みができます。（キャンセル待ちはありません。）

○小学生の3年生以下は、保護者が一緒にプールに入るか、見学ロビーで教室時間内は見えていただくようになります。

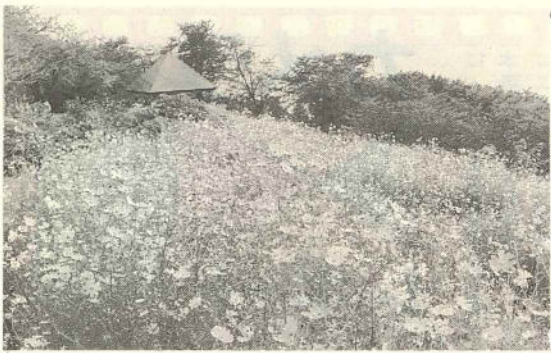
問合せ 町民温水プール係
☎72-6030まで

愛犬のしつけ教室

とき 1月18日（木）午後1時30分～3時30分まで

にのみや観光フォトコンテスト

受付間近、奮って応募を！



美しい自然に恵まれた湘南にのみや、四季折々の風景や名所旧跡、文化財、行事など二宮の観光を題材した写真を募集します。

写真のサイズカラープリント（六ツ切以上四ツ切以下）※組写真は受け付けません。

応募資格 町内在住、在勤、在学の方

受付期間 2月1日（木）～15日（木）

発表 3月中旬（入賞作品は応募者に直接通知します。）表彰入賞者には賞金及び副賞、その他応募者全員に参加賞を差し上げます。

応募上の注意 ○作品は未発表のものに限ります。

○作品の裏面には所定事項を記入し、応募票（氏名・住所・電話番号・撮影場所・撮影年月日を明記）を張り付けてください。

○入賞作品の著作権は主催者に属し、作品の返却はいたしません。

○入賞外の作品で返却を希望する場合は、3月31日までに役場経済課の窓口へお越しください。

○入賞者への賞金、副賞はネガと引換えにお渡しします。

主催 二宮町観光協会
応募先・問合せ 町観光協会（経済課内・内線256まで）
☎72-11107（生沼）まで

観光を題材とした写真のご応募を

最低賃金が改正されました

神奈川県内の塗料製造業等7業種に属する労働者に適応される各産業別最低賃金が改正されました。

産業別最低賃金は、年齢、業務等に関する適用除外（神奈川県最低賃金を適用）措置があります。

問合せ 神奈川県労働基準局賃金課（☎045-211-7354）または、平塚労働基準監督署 ☎32-4600まで

飛んだビニールが新幹線を止める

風が強いとき、沿線から飛んできたビニールが架線にからまり、高速で走る新幹線のパンタグラフを傷めたり、列車を止めたりする事故が発生しています。新幹線を安全に、スムーズに走らせるため、次のことに注意してください。

①使用中のビニールが、風で飛ばないように気をつける。

②使用済みのビニールを屋外に放置しない。

③ビニールなどが、架線にからまっているのを見つけたら、最寄りの駅や、交番にご一報ください。

催し

かながわ女性会議 二宮地区のつどい

「女と男が共に輝いて生きるために」

とき 2月4日（日）午後1時30分～3時30分まで

ところ 社会福祉センター2階 2Aクラブ室

これからの男と女（ひととひと）一緒に考え、話し合ってみませんか！男女とも多数の参加をお待ちしています。

問合せ ☎72-4636（石田）
☎72-11107（生沼）まで

96 春季労働講座

とき 2月8日（木）・13日（火）・20日（火）

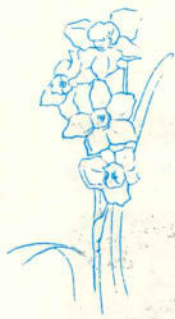
手話通訳者を無料で派遣

「聴力言語障害者の方のご利用を」

町では、町内にお住まいの聴力言語障害者に対して手話通訳者無料派遣事業を実施しています。

この制度は、聴力言語障害者が公的機関や医療機関等において、手話通訳者を必要とするとき、聴力言語障害者からの申請により、無料で手話通訳者を派遣するものです。

この制度を利用される方は、福祉課社会福祉係へ申請をお願いします。



案内

エイズ（HIV）検査

とき 1月25日、2月8日、15日、22日のいずれも木曜日 午前9時～11時

ところ 平塚保健所

内容 相談と検査

（検査は血液を5cc採取します）

料金 無料

申込み 予約制です。

問合せ 平塚保健所健康指導課（☎32-0130）まで

心の健康相談

とき 2月7日（水）、13日（火）、27日（火）のいずれも午後1時30分～3時30分

ところ 平塚保健所訪問可

対象 心の悩み、ノイローゼ、アルコール等の悩みをもつ本人、または家族

相談員 精神科医師、ケースワーカー

申込み 予約制です。

問合せ 平塚保健所保健予防課（☎32-0130）まで

資源ゴミの収集量 および売却代金（10月分）

※（ ）内は7年度の累計です

古紙・布類	64,220kg (520,740kg)
	360,015円 (2,901,575円)
ビン・ガラス類	16,790kg (136,070kg)
	8,820円 (98,160円)
金属・空き缶類	1,044kg (10,001kg)
	41,760円 (400,040円)

売却代金は町の会計に入る

物価の動き（11月分）

値上がりした物	
①じゃがいも（1kg）	229円＋5.0%
②豚肉（モモ中肉100g）	157円＋4.7%
③牛乳（1ℓ）	217円＋2.8%
値下がりした物	
①しょうゆ（1ℓ）	302円－0.3%
	（消費生活モニター調べ）

町の人口（12月1日現在）

総数	30,699人（＋5）
男	15,074人（－6）
女	15,625人（＋11）
世帯数	10,260世帯（＋12）

（ ）内は前月比。人口統計より

今月の納期

町県民税（第4期）
国民健康保険税（第5期）
国民年金保険料

→ 1月31日

カメラ レポート



12・10 町内一周継走大会
あと頼むぞとタスキを渡す下町チーム
第3中継所(一色)にて



12・2 女性教養講座で藤本義一講演会を開催!
(二宮小学校体育館にて)

みんなの 広場

吾妻山公園でのんびりと

先日、子どもと吾妻山に行きました。天気もよく、久しぶりにひなたぼっこをしてのんびりしました。

子どもと絵をかいいたり、画用紙に落ち葉をはりつけて遊んだり。

何より子どものお気に入り入りは、ローラーすべり台です。茅ヶ崎から遊びに来ていた子とすぐにお友達になって、元気がよく遊んでいました。二宮には、本当に自然に恵まれた

よい広場があるんですね。
(広報モニターさんより)

編集室より

吾妻山公園の恵まれた自然環境を守るには、町民だけでなく利用するすべての方々にご協力願いたいことですね。

マナーを守って ペットを飼いましょう

最近、家の周辺や子どもの遊び場に、犬のフンがおきざりになっているのをよく目にします。

多数の人は、スコップとビニール袋をもってマナーを守ったペットの飼い方をしているのようですが、ほんの一握りの心ない人のために、ペットに非難が集まるのはとても残念なことです。

犬・猫のフンの始末を促す看板が以前より目につくようになり、また、広報でも11月号のようになり上げ方をするのは、たいへん良いことだと思います。

しかし、実際にはマナーの悪い人は広報を読んでいないのかも知れません。でも、このような啓発・啓蒙を続けていくことが、最終的な解決につながると思います。
(広報モニターさんより)

素敵な作品を作ってみませんか

リサイクル講習会

◇ 芸綿少々、セロテープ大2個、ガムテープ1個

② ネクタイのねずみ

(ネクタイコース)

私たちの身の回りには、古くなったり、小さくなったりして着られない物がたくさんあります。資源ごみとして出すには忍びない、これらの物を使ってリサイクル作品づくりに挑戦してみませんか。

とき 2月8日(木) 午後1時30分～4時まで

ところ 社会福祉センター

1階 老人クラブ室

定員 各コース先着10名

参加費 無料

持ち物

① 牛乳パックのイス

(イスコース)

◇ 牛乳パック1箱が36本、新聞紙48枚が必要。(牛乳パックは洗って乾かし、開いて持参。開き方は申込みの際に説明します。)

◇ キルティングの布90cm(不用品になった物でよい。)

申込み・問合せ 生活環境課
生活環境係(内線244)
または、直接窓口へ

また、直接窓口へ



ネクタイのねずみの
できあがりです



牛乳パックのイスの
できあがりです

町内かわら版 ちよのなにかわらばん

第14回町内一周継走大会

百合が丘二丁目チーム初優勝
今回の大会は、各地区から十六チームが参加して、寒風の中、健脚を競いました。町内一周14kmを8名の選手でタスキリレーするこの大会は、二宮小学校前を午前10時にスタート、前回優勝の梅沢チームがトップで前半をリードしましたが、中盤から百合が丘二丁目チームと激しいトップ争いを展開しました。結果は、二宮中学校のゴール地点に50分24秒の好タイムで、百合が丘二丁目チームが初優勝を飾りました。上位六チームは次のとおりです。
優勝：百合が丘二丁目チーム
(重光裕行・関かおり・広



田久男・湯沢俊介・関敏秋・松浦綾・小池純一郎・浅英造(敬称略)
準優勝：梅沢チーム 50分59秒
三位：下町チーム 51分21秒
四位：川勾チーム 54分03秒
五位：富士見が丘二丁目チーム 54分06秒
六位：中里チーム 54分21秒



全国選抜ゲートボール大会(60歳以上女性の部)

二宮町の代表チームがみごと優勝され、去る12月4日に町長に優勝報告! 平成10年のかながわ・ゆめ国体では当町でゲートボール競技が開催されます。



12・16 お正月に手造りの「お飾り」をとワラを編む参加者(ふるさとの家)



12・11 女性のための地震防災教室を受講するボランティア連絡会のみなさん



12・9 ひとにやさしいまちづくりシンポジウム開催(社会福祉センターにて)